

千葉県報

定例
令和7年3月28日

主要目次

告示	漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅	一
告示	知事管理漁獲可能量の変更	一
告示	都市計画道路事業の認可(三件)	一
告示	都市計画道路事業の事業計画の変更認可(六件)	二
告示	道路区域の変更	三
告示	道路の供用開始(三件)	三
告示	土地区画整理組合の事業計画の変更認可(二件)	四
告示	都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(十六件)	四
告示	昭和五十三年千葉県告示第三百九十二号の一部を改正する告示	八
告示	千葉県収入証紙売りさばき場所の変更	八
告示	千葉県収入証紙売りさばき場所の廃止	八
告示	教育委員会告示	八
告示	令和七年度進路状況調査の実施	八
告示	公安委員会告示	九
告示	千葉県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名の変更	九
告示	千葉県交通安全活動推進センターの代表者の氏名の変更	九
告示	公告	九
告示	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	九
告示	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(二件)	九
告示	都市計画用途地域の関係図書の縦覧	一〇
告示	都市計画高度地区の関係図書の縦覧	一〇
告示	一般競争入札(保留地の処分)の実施	一〇
告示	監査委員公告	一〇
告示	監査の結果に係る措置の内容の公表	一二
告示	包括外部監査の結果に係る措置の通知の公表	一二
告示	特定調達公告	一二
告示	入札公告(二件)	一二
告示	落札者等の公告(二件)	一五
正誤		

〇 令和六年十二月二十四日付け県報号外第八一号中
 〇 令和六年十二月二十四日付け県報号外第七九号中

告示

千葉県告示第九十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区については令和三年三月二十六日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和七年三月二十五日付けで消滅した。

令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

保田加入区、勝山加入区及び岩井富浦加入区

千葉県告示第九十九号

令和六年千葉県告示第二百九十三号(知事管理漁獲可能量)の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 一中「八五・〇トン」を「八五・一トン」に改め、一 二の表八の項中「三一・九トン」を「三二・〇トン」に改める。

二 一 中「五九・四トン」を「六一・一トン」に改め、二 二の表四の項中「四五・九トン」を「四七・五トン」に改め、同表五の項中「四・八トン」を「四・九トン」に改める。

千葉県告示第二百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、千葉都市計画道路事業を次のとおり認可した。

令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 施行者の名称

千葉市

二 都市計画事業の種類及び名称

千葉都市計画道路事業三・四・三四号園生町柏井町線

三 事業施行期間

令和七年三月二十八日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 千葉市花見川区柏井四丁目及び横戸町地内

使用の部分 なし

千葉県告示第二百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、千葉県都市計画道路事業を次のとおり認可した。

令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称

千葉市

二 都市計画事業の種類及び名称

千葉都市計画道路事業三・四・三五号源町桜木線

三 事業施行期間

令和七年三月二十八日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 千葉市若葉区桜木五丁目内

使用の部分 なし

千葉県告示第二百二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、八千代都市計画道路事業を次のとおり認可した。

令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称

八千代市

二 都市計画事業の種類及び名称

八千代都市計画道路事業三・四・一号新木戸上高野原線

三 事業施行期間

令和七年三月二十八日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 八千代市上高野字上谷津台及び大野地内

使用の部分 なし

千葉県告示第二百三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称

千葉市

二 都市計画事業の種類及び名称

千葉都市計画道路事業三・四・二九号千葉寺町赤井町線

三 事業施行期間

平成六年十一月十八日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

千葉県告示第二百四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称

船橋市

二 都市計画事業の種類及び名称

船橋都市計画道路事業三・四・二五号宮本古和釜町線

三 事業施行期間

平成二十五年三月二十六日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

千葉県告示第二百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、茂原都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称

茂原市

二 都市計画事業の種類及び名称

茂原都市計画道路事業三・四・九号桑原八千代線

三 事業施行期間

四 平成三年十二月十三日から令和十二年三月三十一日まで
 事業地
 収用の部分 変更なし
 使用の部分 なし

千葉県告示第二百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、茂原都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
 令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称
 茂原市

二 都市計画事業の種類及び名称
 茂原都市計画道路事業三・四・九号桑原八千代線

三 事業施行期間
 平成三年十二月十三日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
 使用の部分 なし

千葉県告示第二百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、習志野都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
 令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称
 習志野市

二 都市計画事業の種類及び名称
 習志野都市計画道路事業三・四・八号菊田台谷津線

三 事業施行期間
 令和二年三月三十一日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
 使用の部分 なし

千葉県告示第二百八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、柏都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
 令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称
 柏市

二 都市計画事業の種類及び名称
 柏都市計画道路事業三・四・二二号吉野沢高野台線

三 事業施行期間
 平成三十年三月二十七日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
 使用の部分 なし

千葉県告示第二百九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取土木事務所において、令和七年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。
 令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 一般国道
 二 路線名 三百五十六号
 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
香取郡東庄町 新宿字鹿折	前	一一・一七メートルから 一〇三・四八メートルま で	五、一九一・七八メー トル
五地先から笹 川い字一番洲 六、八二〇番 三地先まで	後	一一・一七メートルから 七五・一一メートルまで	五、一九一・七八メー トル

千葉県告示第二百十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、令和七年三月二十八日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和七年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。
令和七年三月二十八日

路線名	供用開始の区間
県道大多喜一宮線	長生郡睦沢町上市場字長者ヶ台西一、四八四番一地先から字西之台一、二六七番一地先まで

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和七年三月二十八日から次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和七年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。
令和七年三月二十八日

路線名	供用開始の区間
県道南総一宮線	長生郡睦沢町上市場字長者ヶ台西一、四八四番一地先から字西之台一、二六七番一地先まで

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和七年三月二十八日から次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和七年三月二十八日から三週間、縦覧に供する。
令和七年三月二十八日

路線名	供用開始の区間
県道茂原夷隅線	長生郡睦沢町上市場字北条一、〇九七番二地先から字南ノ台東九一三番一地先まで

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、習志野市JR津田沼駅南口土地区画整理組合の事業計画（事業施行期間及び資金計画）の変更を次のとおり認可した。
令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 組合の名称 習志野市JR津田沼駅南口土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 習志野市谷津七丁目一二番五四号
- 三 設立認可の年月日 平成十九年七月二十七日
- 四 変更の内容 変更の内容 事業施行期間
- 五 変更前 平成十九年七月二十七日から令和七年三月三十一日まで
変更後 平成十九年七月二十七日から令和八年三月三十一日まで
変更認可の年月日 令和七年三月二十一日

千葉県告示第二百十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、四街道市物井新田土地区画整理組合の事業計画（事業施行期間及び資金計画）の変更を次のとおり認可した。
令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 組合の名称 四街道市物井新田土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 四街道市物井八四八番地
- 三 設立認可の年月日 平成二十一年十月六日
- 四 変更の内容 変更の内容 事業施行期間
- 五 変更前 平成二十一年十月六日から令和七年三月三十一日まで
変更後 平成二十一年十月六日から令和八年三月三十一日まで
変更認可の年月日 令和七年三月二十一日

千葉県告示第二百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

<p>令和七年三月二十八日</p> <p>一 施行者の名称 船橋市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 船橋都市計画下水道事業船橋市第一号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 昭和三十七年十月二十六日から令和十四年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p> <p>千葉県告示第二百十六号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和七年三月二十八日</p>	<p>三 事業施行期間 昭和五十七年八月二十七日から令和十四年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p> <p>千葉県告示第二百十八号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和七年三月二十八日</p> <p>一 施行者の名称 船橋市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 船橋都市計画下水道事業船橋市第八号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 平成三年六月十四日から令和十四年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>
<p>一 施行者の名称 船橋市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 船橋都市計画下水道事業船橋市第六号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 平成二十三年三月二十九日から令和十四年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p> <p>千葉県告示第二百十七号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和七年三月二十八日</p>	<p>一 施行者の名称 船橋市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 船橋都市計画下水道事業船橋市第九号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 平成四年三月十日から令和十四年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p> <p>千葉県告示第二百十九号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和七年三月二十八日</p>
<p>二 都市計画事業の種類及び名称 船橋都市計画下水道事業船橋市第七号公共下水道</p>	<p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>

千葉県告示第二百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画
下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称
船橋市

二 都市計画事業の種類及び名称
船橋都市計画下水道事業船橋市第十号公共下水道

三 事業施行期間
平成五年四月六日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

千葉県告示第二百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、木更津都市計
画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称
木更津市

二 都市計画事業の種類及び名称
木更津都市計画下水道事業木更津市第一号公共下水道

三 事業施行期間
昭和四十八年十月二十三日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

千葉県告示第二百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、成田都市計画
下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称

成田市

都市計画事業の種類及び名称
成田都市計画下水道事業成田市第一号公共下水道
事業施行期間
昭和四十五年二月二十七日から令和十四年三月三十一日まで

千葉県知事 熊谷 俊人

四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

千葉県告示第二百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、習志野都市計
画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称
習志野市

二 都市計画事業の種類及び名称
習志野都市計画下水道事業習志野市第一号公共下水道

三 事業施行期間
昭和四十二年十二月二十八日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

千葉県告示第二百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、習志野都市計
画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称
習志野市

二 都市計画事業の種類及び名称
習志野都市計画下水道事業習志野市第二号公共下水道

三 事業施行期間
昭和六十三年一月二十二日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

<p>収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>	<p>令和七年三月二十八日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
<p>千葉県告示第二百二十五号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、習志野都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和七年三月二十八日</p>	<p>一 施行者の名称 習志野市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 習志野都市計画下水道事業習志野市第三号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 平成四年三月十日から令和十四年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>
<p>千葉県告示第二百二十六号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八街都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和七年三月二十八日</p>	<p>一 施行者の名称 八街市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 八街都市計画下水道事業八街市第一号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 昭和五十三年二月十七日から令和十四年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>
<p>千葉県告示第二百二十七号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、印西都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p>	<p>一 施行者の名称 大網白里市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 大網白里都市計画下水道事業大網白里市第一号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 昭和五十六年六月二日から令和十四年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>

三 事業施行期間
昭和六十一年十月二十一日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

千葉県告示第二百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、佐倉都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称
印旛郡酒々井町

二 都市計画事業の種類及び名称
佐倉都市計画下水道事業酒々井町第一号公共下水道

三 事業施行期間
昭和四十八年二月二十三日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

千葉県告示第二百三十一号

昭和五十三年千葉県告示第三百九十二号（建築基準法第六条第一項第四号及び第二十二号の規定による市町村の指定）の一部を次のように改正する。

なお、この告示は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

題名中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に改める。
告示文中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に改める。
一中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に改める。

千葉県告示第二百三十二号

千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第六条の二第四項において準用する同条第二項の規定により、変更に係る千葉県収入証紙売りさばき場所を次のとおり指定した。

令和七年三月二十八日

売りさばき人の名称	売りさばき人の所在地	売りさばき人の変更後場所	売りさばき人の変更前場所	指定年月日
公益社団法人千葉県食品衛生協会	千葉市中央区長洲一丁目二四番一号 エスカイヤ本千葉第一ビル三〇三号	鴨川市広場八二〇番地	鴨川市横渚一、四五七番地一	令和六年二月十三日

千葉県告示第二百三十三号

千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを行う場所のうち一部の場所を廃止する旨届出があった。

令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

売りさばき人の名称	売りさばき人の所在地	廃止する場所	廃止年月日
公益社団法人千葉県食品衛生協会	千葉市中央区長洲一丁目二四番一号 エスカイヤ本千葉第一ビル三〇三号	成田市加良部三丁目三番地一	平成三十年四月一日

教育委員会告示

千葉県教育委員会告示第二号

令和七年度進路状況調査を実施するので、千葉県統計調査条例（昭和二十五年千葉県条例第一号）第三条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

- 一 調査の名称
令和七年度進路状況調査
- 二 調査の目的
卒業者の進路状況等に関する実態を調査し、本県教育行政の基礎資料となる統計を作成することを目的とする。
- 三 調査事項
卒業者の進路状況
- 四 調査の範囲

千葉県内の公立の中学校、義務教育学校及び高等学校

五 調査の期日

令和七年五月一日現在で行う。

六 調査の方法

千葉県教育委員会が、市町村教育委員会又は校長に調査票を配付し、報告を求めることにより行う。

七 結果の公表

千葉県教育委員会は、調査結果を千葉県教育委員会ホームページにより速やかに公表するものとする。

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第7号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成30年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力追放県民会議の代表者の氏名の変更について次のとおり届出があった。

令和7年3月28日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子

1 代表者の氏名

変更前	変更後
宮嶋 康明	石渡 哲彦

2 変更年月日

令和5年6月15日

千葉県公安委員会告示第8号

交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、千葉県交通安全活動推進センターである公益財団法人千葉県交通安全協会の代表者の氏名の変更について次のとおり届出があった。

令和7年3月28日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子

1 代表者の氏名

変更前	変更後
安藤 轟勇	小堀 陽史

2 変更年月日

令和5年3月22日

公安委員会告示

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し次のとおり裁定の申請があった。

なお、申請に係る農地の所有者等は、令和七年三月二十八日から四月十一日まで、千葉県農林水産部農地・農村振興課に意見書を提出することができる。

令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所 在	地 番	地 目	面 積
横芝光町母子字菱木	八二番二	田	五〇二平方メートル
〃	八二番三	〃	七二平方メートル
〃	八三番	〃	一、〇二一平方メートル
横芝光町母子字浅間下	二三五番一	〃	九二二平方メートル
〃	二三六番	〃	一、〇二一平方メートル
横芝光町宮川字瓜暮	一一、〇一九番一	〃	二、八二六平方メートル

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となっている。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和七年八月	十年	一一〇、九〇〇円

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年三月二十八日から七月二十八日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月二十八日から七月二十八日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーガッツ馬立店

市原市馬立字出戸美一、九一六番地一ほか

大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲

石川県白山市松本町二、五一二番地

変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

有限会社木村屋 代表取締役 木村等

市原市牛久八九二番地の六

変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲

石川県白山市松本町二、五一二番地

変更年月日

令和六年八月二十一日

届出年月日

令和七年三月四日

縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和七年三月二十八日から七月二十八日まで縦覧に供する。なお、当該大規模小売店舗を設置する者の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月二十八日から七月二十八日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーガッツ馬立店

市原市馬立字出戸美一、九一六番地一ほか

大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲

石川県白山市松本町二、五一二番地

変更前の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前十時、閉店時刻は午後九時

4 変更後の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後十時

変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分まで

変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後七時まで

変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

変更年月日

令和七年三月十二日

届出年月日

令和七年三月四日

縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

令和七年三月二十八日木更津市の變更に係る木更津都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

令和七年三月二十八日木更津市の變更に係る木更津都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一般競争入札（保留地の処分）の実施

千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則（平成九年千葉県規則第十号。以下「規則」という。）第三条の規定により、次のとおり一般競争入札に

より保留地を処分する。
令和七年三月二十八日

一 処分する保留地

千葉県知事 熊谷 俊人

物件番号	所在	面積	最低売却価格
1	柏市（柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内二〇八街区一画地）	六五九・三七㎡	円 一四九、六七六、〇〇〇
2	柏市（柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内二〇八街区四画地）	六三二・〇〇㎡	円 一四九、七八四、〇〇〇
3	柏市（柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内二〇九街区八画地）	一七九・六九㎡	円 四六、七一九、〇〇〇
4	柏市（柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内二四一街区一画地）	二三八・五八㎡	円 六五、八四八、〇〇〇
5	柏市（柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内二五二街区九画地）	一、一五四・〇三㎡	円 二三七、七三〇、〇〇〇
6	柏市（柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内二五四街区三画地）	二一一・二五㎡	円 五五、三四七、〇〇〇
7	柏市（柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内二五九街区六画地）	二三八・九七㎡	円 六八、八二三、〇〇〇
8	柏市（柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内二六一街区一画地）	九〇二・四三㎡	円 二三九、一四三、〇〇〇

二 入札に参加する者に必要な資格

- 規則第四条第一号から第三号までに該当しない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は

は同条第六号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。

三 契約条項及び分譲案内書を示す場所並びに問合せ先

柏市若柴一六〇番地一 千葉県柏区画整理事務所 電話〇四（七二三四）一二四七

四 入札及び開札の期間及び場所等

- 入札の期間 令和七年七月十日（木曜日）及び十一日（金曜日）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日の午後五時までとする。
- 入札の場所 千葉県柏区画整理事務所
- 入札書の提出方法 簡易書留による郵送又は本人若しくは代理人の持参によるものとする。
- 入札参加上の注意

（一）この入札に参加を希望する者は、七による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この入札に参加することができない。

（二）入札書には、分譲案内書による所定の入札保証金提出書に、五による入札保証金に係る納付書兼領収書を貼り付けたものを添付すること。

五 開札の日時及び場所 次のとおりとする。

物件番号	日 時	場 所
1	令和七年七月十四日（月曜日）午前九時三十分	千葉県柏区画整理事務所一階会議室
2	令和七年七月十四日（月曜日）午前十時	
3	令和七年七月十四日（月曜日）午前十時三十分	
4	令和七年七月十四日（月曜日）午前十一時	
5	令和七年七月十四日（月曜日）午前十一時三十分	
6	令和七年七月十五日（火曜日）午前九時三十分	
7	令和七年七月十五日（火曜日）午前十時	
8	令和七年七月十五日（火曜日）午前十時三十分	

六 入札保証金

納付するものとし、その額は、見積金額の百分の五以上とする。

七 入札の無効

規則第十一条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

八 入札参加の申込期間、受付場所及び申込方法

- 申込期間 令和七年五月二十八日（水曜日）から三十日（金曜日）までの午前九時

から正午まで及び午後一時から午後五時まで

2 受付場所 千葉県柏区画整理事務所

3 申込方法 事前に三の問合せ先に電話で連絡の上、分譲案内書による所定の書類を本人又は代理人が持参して行うものとする。

8 その他

1 代金の支払方法 売買契約の締結日までに、契約保証金として売買代金の百分の十以上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を同日から起算して六十日以内に、県が発行する納入通知書により支払うものとする。

2 その他 詳細は、分譲案内書による。

監 査 委 員 公 告

監査の結果に係る措置の内容の公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、当該措置の内容を別冊のとおり公表する。

令和七年三月二十八日

千葉県監査委員	小 倉 明
千葉県監査委員	川 口 明 浩
千葉県監査委員	伊 藤 昌 弘
千葉県監査委員	坂 下 しげき

包括外部監査の結果に係る措置の通知の公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、令和五年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別冊のとおり公表する。

令和七年三月二十八日

千葉県監査委員	小 倉 明
千葉県監査委員	川 口 明 浩
千葉県監査委員	伊 藤 昌 弘
千葉県監査委員	坂 下 しげき

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年3月28日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量 情報セキュリティ監査等業務委託 一式
 - (2) 調達案件の様式等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約日から令和8年3月19日まで
 - (4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所
 - (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
 - (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
 - (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
 - (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
 - (6) この公告の日から過去3年以内に、国又は地方公共団体（これに準ずる団体を含む。）からこの公告に示した業務と同種の業務について委託を受け、当該業務を履行した実績を有すること。
 - (7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県総務部デジタル改革推進局 デジタル推進課評価・セキュリティ対策班 電話043（223）4453
 - (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

<p>(3) 入札説明書の交付期間 令和7年3月28日から4月18日まで（千葉県県の休日に開する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和7年5月8日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和7年5月8日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和7年5月9日午前10時 千葉県庁中庁舎3階デジタル推進課内</p> <p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p> <p>(1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者（以下「第1順位者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p> <p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者の入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内（この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者の入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第107条の規定によるものとする。</p>	<p>イ 契約保証金 財務規則第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和7年4月28日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3（2）電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3（1）に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和7年4月28日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3（1）に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかつた者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>7 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Information Security Audit and Related Services (1 set)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 8 May, 2025</p> <p>(3) Contact point for the notice: Digital Transformation Promotion Division, Digital Transformation Bureau, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667</p>
--	---

Japan TEL 043-223-4453

入札公告

次とおり一般競争入札に付する。

令和7年3月28日

千葉県知事 熊谷俊人

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 手賀沼における外来水生植物の駆除業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年2月27日まで
- (4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県環境生活部水質保全課湖沼浄化対策班 電話043(2223)3821
- (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep->

[bis.supercals.jp/portalPublic/](https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/)

- (3) 入札説明書の交付期間 令和7年3月28日から4月28日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (4) 入札書の提出期限
ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和7年5月8日午後5時
イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和7年5月8日午後5時
- (5) 開札の日時及び場所 令和7年5月9日午前10時 千葉県庁本庁舎3階環境生活部水質保全課内
- 4 低入札価格調査制度及び調査基準価格
 - (1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。
 - (2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。
- 5 低入札価格調査
 - (1) 最低価格入札者（以下「第1順位者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。
 - (2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。
 - (3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。
 - (4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内（この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。
 - (5) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容及び適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。
 - (6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。
 - (7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。
- 6 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金 免除

購読料 本号(別冊を含む。) 一部 一八二円

五	ページ	上	段	行	百・五	誤	百五	正
---	-----	---	---	---	-----	---	----	---

令和六年十二月二十四日付け県報号外第七九号中 (企業局管理部総務企画課)

一	下	前 から 四	も つ て	(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)を
一	上	後 ろ か ら	を も つ て	(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)を

発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千 葉 県
購読申込先 〇四三(二三三)二六五八